

川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 PFI 事業

特定事業の選定

平成 28 年 7 月 14 日

川西市

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」といいます。)第7条の規定に基づき、川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備PFI事業を特定事業として選定したので、PFI法第11条第1項の規定により、特定事業の選定における評価結果を公表します。

平成28年7月14日

川西市長 大塩 民生

【 目次 】

第 1	事業の概要	1
1	事業名称	1
2	事業目的	1
3	対象となる事業の概要	1
4	事業方式	1
5	事業内容	1
6	事業期間	2
第 2	市が自ら事業を実施する場合と PFI 方式により実施する場合の評価	3
1	概要	3
2	経費算出による定量的評価	3
3	リスク調整（市のリスク軽減に係る評価）	4
4	PFI 方式により実施することの定性的評価	4
5	総合的评价	5

第1 事業の概要

1. 事業名称

川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 PFI 事業（以下「本事業」といいます。）

2. 事業目的

本事業は、空調設備に関する整備をすることにより、幼児、児童、生徒に望ましい学習環境を提供することを目的とし、さらに事業実施にあたっては、民間の技術的能力等を最大限に活用して短期間に一斉導入することで学校間の公平性を確保するほか、維持管理を含めた効率的な運営でコスト削減を図ります。

3. 対象となる事業の概要

川西市（以下「市」といいます。）は、夏季の冷房及び冬季の暖房を行う空気調和設備（以下「空調設備」といいます。）に関して、市内の小中学校、幼稚園、及び特別支援学校 28 校・園（以下「対象校」といいます。）の普通教室及び特別教室等 972 室において、新規設備の新設及び設置後概ね 20 年が経過した既存の空調設備の新規設備への更新（以下、併せて「整備」といいます。）を原則、平成 29 年度の夏休み期間中に実施します。また、新規設備の維持管理及び対象校における更新の対象とならない既存の空調設備（以下「点検対象設備」といいます。）の点検を行います。

4. 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき実施するものとし、事業方式は、BT0 (Build-Transfer-Operate) 方式とします。

5. 事業内容

本事業の選定事業者は、以下の業務を行うものとします。

(1) 設計業務

設計のための事前調査業務

施工に係る設計業務（各対象校の設計図書の作成等）

その他、付随する業務（設計図書に記載の水準（以下「業務水準」といいます。）に関するチェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、市が行うモニタリングへの協力等。なお、調整業務には、対象校との調整も含まれます。）

(2) 施工業務

整備のための事前調査業務

整備に伴う一切の工事（エネルギー関連の設備の整備、デマンド監視装置の適切な設定、植栽その他既存施設等の移設・復元、更新の対象となる既存の空調設備の撤去、既存の冷媒の回収・引き渡し等を含みます。）

その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、市が行うモニタリングへの協力等。なお、調整業務には、対象校との調整も含みます。）

(3) 工事監理業務

施工に係る工事監理業務

その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象校との調整も含みます。）

(4) 所有権移転業務

施工完了後の市への新規設備の所有権の移転業務

(5) 維持管理業務

新規設備の維持管理のための事前調査業務

新規設備の性能の維持に必要となる一切の業務（新規設備を事業期間内に利用できる状態に保つために必要な定期点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等）

新規設備に係る緊急時対応業務（問合せ対応、緊急修繕等）

新規設備の運用に係るデータ計測・記録業務

新規設備の運用に係るアドバイス業務（運転マニュアルの作成、省エネ運用に関する助言等）

新規設備及び点検対象設備の法定点検業務（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）に係る点検業務等）

その他、付随する業務（計画書・手順書・帳票等の作成、調整、維持管理記録の提出・報告、セルフモニタリングによる確認・報告、市が行うモニタリングへの協力、交付金申請手続きへの協力等。なお、調整業務には、対象校との調整も含みます。）

エネルギー供給は、本事業の範囲に含みません。新規設備及び点検対象設備の運転に必要なエネルギー費用は、市が負担します。

(6) 移設等業務

対象校の学級増、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により新規設備の移設、増設、廃棄等（以下「移設等」といいます。）が必要となった場合の移設等業務

新規設備の移設等業務にかかる費用は、別途に締結する契約に基づき、市の負担とします。

6. 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（平成 29 年 3 月を予定）から、平成 42 年 3 月末までとします。

第2 市が自ら事業を実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

1. 概要

(1) 選定の基準

本事業を PFI 事業として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担額の軽減を期待できること、又は市の財政負担額が同一の水準にある場合においてサービスの水準の向上が期待できることを選定の条件としました。

(2) 定量的な評価

市の財政負担額の算定にあたっては、将来見込まれる財政負担の各年度額（想定される市の支出から収入を差し引いたもの）を算出のうえ、これを現在価値に換算して累計することで評価を行いました。

(3) 定性的な評価

上記の財政負担額の算定に加えて、本事業を PFI 事業として実施する場合の定性的な評価を行いました。

2. 経費算出による定量的評価

(1) 算出にあたっての前提条件

本事業において、市が自ら実施する場合の市の財政負担額と、PFI 方式により実施する場合の市の財政負担額との比較を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定しました。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また、一致するものでもありません。

項目	市が自ら実施する場合	PFI 方式により実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	設備整備費（設計費、施工費、 工事監理費） 維持管理費 市債支払利息	設計・施工等のサービス対価 維持管理のサービス対価 市債支払利息 アドバイザー費用
共通の条件	事業期間 : 平成 29 年度から平成 42 年度（13 年間） 事業規模 : 28 校・園 972 室における整備・維持管理 インフレ率 : 0% 割引率 : 1.968%	
施設整備及び維持管理に関する費用	類似事業における経費実績等に基づき設定。	類似事業における経費実績等を 勘案しつつ、近年の物価水準等に 基づき民間事業者の創意工夫が 発揮されることを想定して設定。
資金調達の内訳	一般財源 市債 国庫補助金	一般財源 市債 国庫補助金 民間資金

(2) 算出方法及び評価の結果

算出にあたっての前提条件を基に、市が自ら実施した場合の市の財政負担額と、PFI 方式により実施する場合の市の財政負担額を、事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較しました。

この結果、本事業を市が自ら実施する場合に比べ、PFI 方式により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が約 6%程度削減されることが期待できます。

3. リスク調整(市のリスク軽減に係る評価)

本事業においては、市が自ら実施する場合には事業に関するリスクの移転・軽減が困難ですが、PFI 方式により実施する場合には、市と事業者間で適正なリスク分担を行うことにより、市のリスク軽減が図られることが期待できます。

具体的には、設計、施工、維持管理等の各業務実施に係るリスク、空調設備の性能や品質に関するリスク、エネルギーコストに関するリスク等の一部について、選定事業者側に移転できるリスクがあります。

これらリスクについては、客観的な根拠に基づく定量化が困難なため、今回の積算には含めないこととしましたが、相応の効果が見込まれるものと判断しました。

4. PFI 方式により実施することの定性的評価

本事業において PFI 方式を用いた場合、定量的な効果である市の財政負担額の軽減の達成に加

え、次のような定性的な効果が期待できます。

(1) 空調設備の一括・早期導入

従来の公共事業では、設計・施工・維持管理をそれぞれ個別契約にて発注するため、手続き等で全ての学校に設置が完了するまでに時間がかかりますが、PFI方式の採用により一括導入することで、従来型発注で行った場合に発生する地域間・世代間の不公平感が解消され、また、長期休暇での集中的な施工を行うことにより、学校教育への影響を可能な限り低減させて導入することが可能になります。

(2) 効率的な事業の実施

本事業では、PFI方式を用いることにより、空調設備の設計・施工から維持管理業務までを一貫して民間事業者任せのため、効率的な施工、維持管理を見越した設計・計画や、要求水準を規定する中で創意工夫による品質確保と費用の最小化を見据えた設備整備等が図られることが期待できます。

(3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階において、本事業の遂行においてあらかじめ発生することが想定されるリスクを可能な範囲で想定し、その責任分担を市と事業者との間で明確化することによって、問題発生時に適切かつ迅速な対応が可能となるため、事業期間にわたっての事業の円滑な遂行や安定した事業運営が行われることが期待できます。

(4) 財政負担の平準化

市が自ら実施した場合は、短期間に初期投資費用を支出することとなるのに対し、PFI方式で行う場合は、空調設備の設計、施工、工事監理、維持管理等の業務に要する費用の一部をサービス対価として、事業期間中に割賦払いすることから、財政負担を平準化することが可能になります。

5. 総合的評価

本事業は、PFI方式にて実施することにより、市が自ら実施した場合と比較して、定量的評価において約6%の市の財政負担額の軽減、定性的事項にも効果が期待できます。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにPFI法第7条に基づき特定事業として選定します。